

## 平成30年第1回区議会定例会提出議案

### 第1 条例

#### 1 目黒区国民健康保険条例の一部を改正する条例

##### (1) 改正内容

###### ア 保険料の賦課額の算定方法の見直し等

下記(3)アの政令により国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)が改正され、保険料の賦課額の算定方法の見直しが行われたこと等に伴い、政令と同様の規定の整備を行う。

###### イ 保険料率及び賦課割合を改め、下記(3)イの政令により国民健康保険法施行令が改正されることに伴い、賦課限度額を改める。

区分	基礎賦課額	後期高齢者 支援金等賦課額	介護納付金賦課額
所得割	100分の7.47 → <u>100分の7.32</u>	100分の1.96 → <u>100分の2.22</u>	100分の1.12 → <u>100分の1.29</u>
均等割	38,400円 → <u>39,000円</u>	11,100円 → <u>12,000円</u>	15,600円
賦課割合 (所得割:均等割)	64:36	64:36	50:50 → <u>53:47</u>
賦課限度額	540,000円 → <u>580,000円</u>	190,000円	160,000円

###### ウ 保険料を減額する世帯の所得基準の引上げ

下記(3)イの政令により国民健康保険法施行令が改正されることに伴い、均等割の軽減対象となる世帯の所得基準を引き上げる。

- ・5割軽減対象世帯 270,000円 → 275,000円
- ・2割軽減対象世帯 490,000円 → 500,000円

###### エ 国民健康保険事業の運営に関する事項を審議するための協議会の名称を「目黒区国民健康保険運営協議会」から「目黒区国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改める。

##### (2) 施行期日

平成30年4月1日

##### (3) 参考

###### ア 国民健康保険法施行令の一部を改正する政令(平成29年政令第3号)

公布 平成29年1月18日 施行 平成30年4月1日

###### イ 国民健康保険法施行令の一部を改正する政令(平成30年政令第27号)

公布 平成30年1月31日 施行 平成30年4月1日

担当 総務部総務課文書係

電話 03-5722-9206